

船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>原湯</u> 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。</p> <p>(4) <u>原水</u> 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。</p> <p>(5) <u>上がり用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(6) <u>上がり用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 洗い場は、入浴者の需要を満たすことができる十分な数の給水栓及び給湯栓を設けること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 浴槽は、<u>オーバーフロー水</u>(浴槽からあふれ出た水及び湯をいう。以下同じ。)並びに洗い場等で使用された水及び湯が流入しない構造とすること。</p> <p>(14) 浴槽に<u>気泡発生装置等</u>(気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。以下同じ。)を設置する場合は、<u>気泡発生装置等</u>の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 循環ろ過器を設置した浴槽は、<u>気泡</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 洗い場は、入浴者の需要を満たすことができる十分な数の給水栓及び給湯栓を<u>それぞれ同数</u>設けること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 浴槽は、浴槽から<u>洗い場等</u>にあふれ出た水及び湯並びに洗い場等で使用された水及び湯が流入しない構造とすること。</p> <p>(14) 浴槽に<u>気泡等発生装置</u>(気泡及び水流を発生させる装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、<u>気泡等発生装置</u>の吸気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 循環ろ過器を設置した浴槽は、<u>気泡</u></p>

発生装置等を設置しないこと。ただし、当該浴槽の浴槽水を毎日換水して使用する場合は、この限りでない。

カ (略)

(16)～(24) (略)

(25) シャワー及び打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。)は、循環している浴槽水を使用しないこと。

(26)及び(27) (略)

(28) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

(29) オーバーフロー水並びに回収槽(オーバーフロー水を回収し、貯留する槽をいう。)の水及び湯を浴用に供しないこと。ただし、規則で定めるところにより管理する場合は、この限りでない。

(30) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

(31) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(32) 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する装置をいう。)及び貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。)は、規則で定めるところにより管理すること。

(33) 入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前には身体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項を掲示すること。

(34)及び(35) (略)

(36) 自主管理を行うため、法第2条の2

等発生装置その他微小な水粒を発生させる設備を設置しないこと。ただし、当該浴槽の浴槽水を毎日換水して使用する場合は、この限りでない。

カ (略)

(16)～(24) (略)

(25) 洗い場に備え付けられた給水栓及び給湯栓は、清潔な水及び湯(人の飲用に適する水及び湯をいう。以下同じ。)を十分に供給すること。

(26) シャワー又は打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。)は、清潔な水及び湯を使用すること。

(27)及び(28) (略)

(29) 浴槽に使用する水及び湯は、回収槽(浴槽からあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。)の水及び湯を使用しないこと。

(30) 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

(31) 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(32)及び(33) (略)

第1項に規定する浴場業を営む者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

第6条（各号列記以外の部分略）

(1)～(6)（略）

(7) 第4条第5号から第7号まで、第9号、第11号から第15号まで、第20号から第34号まで及び第36号に掲げる基準に適合すること。

第6条（各号列記以外の部分略）

(1)～(6)（略）

(7) 第4条第5号から第7号まで、第9号、第11号から第15号まで及び第20号から第32号までに掲げる基準に適合すること。